

第 1 2 4 号議案 関係資料

北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
変更（大阪府決定）に関する意見について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の改定について

都市計画区域マスタープラン

- 都市計画区域マスタープランは都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、大阪府国土利用計画（第五次）などの上位計画を踏まえ、都市計画の基本的な方針等を定めるもの。
- 一体の都市として整備、開発、保全すべき区域として定められた都市計画区域を対象とし、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方針を定める。
- 府や市町村が決定する都市計画や、市町村が都市計画の指針として定める都市計画マスタープランは、本マスタープランに即する。

都市計画区域マスタープランの改定の背景

- 現在の都市計画区域マスタープランの目標年次は令和12年であるが、区域区分（線引き）の決定に関する方針の目標年次は令和7年となっている。
 - ⇒ 区域区分（線引き）の決定に関する方針について、令和5年2月に策定した「第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」（令和4年第2回大阪府都市計画審議会にて報告）の内容を反映し、目標年次を令和12年とする方針を記載する。（同時に一斉線引きを実施）

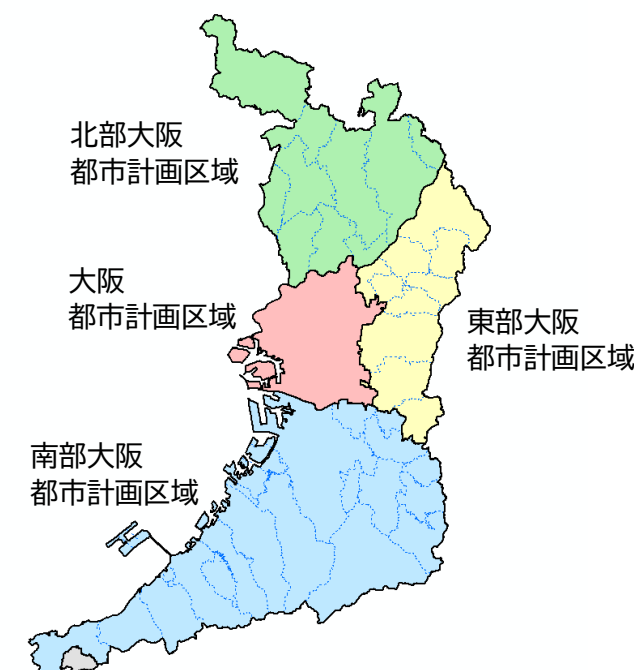
都市計画区域マスタープランの構成と改定内容

構成	主な改定内容
第1章 都市計画区域マスタープランの概要	○区域区分変更のある北部大阪・東部大阪・南部大阪の3都市計画区域マスタープランについて改定を行う
第2章 都市づくりの目標	○第3章（区域区分の決定に関する方針）について以下を改定
第3章 区域区分（線引き）の決定に関する方針	・第9回区域区分変更の基本方針の反映
第4章 主要な都市計画の決定の方針	・目標年次（令和12年）における概ねの人口及び産業の規模、市街化区域の規模を定める
第5章 都市づくりの推進に向けて	・市街化区域への編入を保留する区域（保留区域）の設定の見直し

区域区分変更の基本方針の概要

- 現行の市街化区域内の土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本
- 市町村マスタープラン等との整合を図り、都市機能を集約する区域や産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化区域へ編入
- 目標年次において必要と見込まれる人口、産業それぞれの範囲内にて市街化区域へ編入
- 市街化調整区域における災害のリスクが高い区域については、原則として市街化区域に編入しない
- 計画的な市街化の見込みがない区域等は、市街化調整区域へ編入
- 緑地の保全や景観配慮、緑化目標の確保、農林漁業との調和に努める

大阪府の都市計画区域



スケジュール案

- 令和7年1月 公聴会
(公述申出がなかったため中止)
- 令和7年2月 都市計画審議会（報告）
- 令和7年4月 市町村意見照会
- 令和7年5月 法17条縦覧
- 令和7年8月 都市計画審議会（付議）
- 令和7年9月 国同意
- 令和7年10月 都市計画決定

※ 市町村や国との事前協議等は適宜実施

北部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン） 新旧対照

ページ	改定案	現マスタープラン
表紙	北部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （都市計画区域マスタープラン） 令和2年10月 （令和〇年〇月一部改定） 大阪府	北部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （都市計画区域マスタープラン） 令和2年10月 大阪府
1	第1章 都市計画区域マスタープランの概要 1. 都市計画区域マスタープランの基本的事項 （2）位置付け 図表1－1 都市計画区域マスタープランの位置付け（他の諸計画との関係） （ <u>図中 「大阪のまちづくりグランドデザイン」</u> ）	第1章 都市計画区域マスタープランの概要 1. 都市計画区域マスタープランの基本的事項 （2）位置付け 図表1－1 都市計画区域マスタープランの位置付け（他の諸計画との関係） （ <u>図中 「グランドデザイン・大阪都市圏」</u> ）
2	（3）目標年次 本マスタープランの目標年次は、令和12年とします。 上位計画が改定されたときや、社会経済情勢が大きく変化し、その対応が必要となったときなどには、本マスタープランの見直しを適時適切に行います。 なお、区域区分については、本マスタープランの令和〇年の一部改定とあわせ、令和12年を目標とした第9回一斉見直しを行います。その後は、人口・産業の動向等を踏まえ、必要に応じ、次回（第10回）の一斉見直しを行います。	（3）目標年次 本マスタープランの目標年次は、令和12年とします。 上位計画が改定されたときや、社会経済情勢が大きく変化し、その対応が必要となったときなどには、本マスタープランの見直しを適時適切に行います。 なお、区域区分については、本マスタープランの改定とあわせ、令和7年を目標とした第8回一斉見直しを行います。その後は、人口・産業の動向等を踏まえ、必要に応じ、次回（第9回）の一斉見直しを行います。
2	（2）土地利用の状況 都心からおおむね40km圏というコンパクトなエリアに人口が集中し、府域のほぼ全域が都市計画区域（約99%）、また、市街化区域のほぼ全域がDID（約96%）です。（図表1－3） 市街化区域内の人口密度は約90人/haであり、全国平均（約62人/ha）と比べ高い状態にあります。あわせて、府全域に占めるDID内人口の割合は約95.6%、DID面積の割合は約47.7%です。	（2）土地利用の状況 都心からおおむね40km圏というコンパクトなエリアに人口が集中し、府域のほぼ全域が都市計画区域（約99%）、また、市街化区域のほぼ全域がDID（約95%）です。（図表1－3） 市街化区域内の人口密度は約90人/haであり、全国平均（約61人/ha）と比べ高い状態にあります。あわせて、府全域に占めるDID内人口の割合は約95.7%、DID面積の割合は約47.6%です。
4	図表1－5 用途地域ごとの面積及び面積割合 <u>令和5年都市計画現況調査により更新</u> 図表1－6 土地利用・市街地の状況 <u>令和4年度版国土利用計画関係資料集により更新</u>	図表1－5 用途地域ごとの面積及び面積割合 図表1－6 土地利用・市街地の状況

ページ	改定案	現マスタープラン
5	（４）人口と構成比率の推移 大阪府の人口は平成 22 年より減少期に入り、<u>令和 2 年</u>には約 884 万人と、約 3 万人減少しています。 <u>令和 5 年 12 月公表の国立社会保障・人口問題研究所の推計</u>によると、今後、減少傾向は続き、本マスタープランの目標年次である令和 12 年には約 844 万人となり、<u>令和 2 年から約 40 万人の減少（▲約 4.5%）</u>が見込まれています。（図表 1－8） 世帯数は単独世帯が増加していることから、<u>令和 2 年は約 413 万世帯</u>であり、<u>令和 12 年の約 422 万世帯</u>まで増加しますが、その後の<u>令和 17 年には約 415 万世帯</u>になり、減少期に入ることが見込まれています。（図表 1－9、10） また、高齢者人口は年々増加し、<u>令和 2 年の約 244 万人</u>が、令和 12 年には<u>約 246 万人</u>となり、全体の約 29.2%を占めると見込まれています。 一方、生産年齢人口は大幅に減少し、<u>令和 2 年の約 536 万人</u>が、令和 12 年には<u>約 511 万人</u>となり、同様に、年少人口は<u>約 103 万人</u>が、<u>約 86 万人</u>になると見込まれています。また、その割合についても減少を続け、生産年齢人口は<u>令和 2 年の約 60.7%</u>から令和 12 年には<u>約 60.6%</u>となり、年少人口は<u>約 11.7%</u>から、全体の 1 割程度の<u>約 10.2%</u>にまで減少すると見込まれています。（図表 1－11、12）	（４）人口と構成比率の推移 大阪府の人口は平成 22 年より減少期に入り、<u>平成 27 年</u>には約 884 万人と、約 3 万人減少しています。 <u>平成 30 年 8 月公表の大阪府推計</u>によると、今後、減少傾向は続き、本マスタープランの目標年次である令和 12 年には約 833 万人となり、<u>平成 27 年から約 51 万人の減少（▲約 5.8%）</u>が見込まれています。（図表 1－8） 世帯数は単独世帯が増加していることから、<u>平成 27 年は約 392 万世帯</u>であり、<u>令和 7 年の約 401 万世帯</u>までは増加しますが、その後の<u>令和 12 年には約 396 万世帯</u>になり、減少期に入ることが見込まれています。（図表 1－9、10） また、高齢者人口は年々増加し、<u>平成 27 年の約 232 万人</u>が、令和 12 年には<u>約 245 万人</u>となり、全体の約 29.4%を占めると見込まれています。 一方、生産年齢人口は大幅に減少し、<u>平成 27 年の約 542 万人</u>が、令和 12 年には<u>約 500 万人</u>を割り込み、同様に、年少人口は<u>約 110 万人</u>が、<u>約 90 万人</u>になると見込まれています。また、その割合についても減少を続け、生産年齢人口は<u>平成 27 年の約 61.3%</u>から令和 12 年には<u>約 59.8%</u>まで減少し、年少人口は<u>約 12.4%</u>から、全体の 1 割程度の<u>約 10.7%</u>にまで減少すると見込まれています。（図表 1－11、12）
6	図表 1－8 人口の推移と将来推計（大阪府） <u>日本の地域別将来推計人口（2023 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）により更新</u> 図表 1－9 世帯数の推移と将来推計（大阪府） 図表 1－10 全世帯に占める世帯累計別割合（大阪府） <u>日本の世帯数の将来推計（2024 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）により更新</u>	図表 1－8 人口の推移と将来推計（大阪府） 図表 1－9 世帯数の推移と将来推計（大阪府） 図表 1－10 全世帯に占める世帯累計別割合（大阪府）
7	図表 1－11 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計（大阪府） 図表 1－12 大阪府の年齢 3 区分ごとの人口構成割合（大阪府） <u>日本の地域別将来推計人口（2023 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）により更新</u>	図表 1－11 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計（大阪府） 図表 1－12 大阪府の年齢 3 区分ごとの人口構成割合（大阪府）
8	（３）規模 ○人口：約 182 万人 （大阪府全域約 884 万人の約 20.5%） ○都市計画区域面積：約 48,928ha （大阪府全域約 189,578ha の約 25.8%） ○市街化区域面積：約 19,205ha（都市計画区域の約 39.3%） （大阪府全域約 95,846ha（都市計画区域の約 50.6%）） ○人口密度：約 36.8 人／ha（市街化区域人口密度：約 90.8 人／ha） （大阪府全域約 46.6 人／ha（市街化区域人口密度：約 90.0 人／ha）） 出典：（人口、市街化区域人口）令和 2 年国勢調査、	（３）規模 ○人口：約 180 万人 （大阪府全域約 882 万人の約 20.4%） ○都市計画区域面積：約 48,928ha （大阪府全域約 189,544ha の約 25.8%） ○市街化区域面積：約 19,113ha（都市計画区域の約 39.1%） （大阪府全域約 95,683ha（都市計画区域の約 50.5%）） ○人口密度：約 36.7 人／ha（市街化区域人口密度：約 90.9 人／ha） （大阪府全域約 46.3 人／ha（市街化区域人口密度：約 90.1 人／ha）） 出典：（人口）大阪府毎月推計人口 令和元年 7 月 1 日時点

ページ	改定案	現マスタープラン
	（都市計画区域面積、市街化区域面積）令和 3 年都市計画現況調査をもとに算出 <u>（図（大阪府の都市計画区域）の更新）</u>	（市街化区域人口密度）平成 27 年国勢調査（総務省）、及び平成 28 年 3 月末時点の大阪府調べより算出 （都市計画区域面積、市街化区域面積）大阪府調べ 平成 31 年 3 月末時点 <u>（図（大阪府の都市計画区域））</u>
9	（４）現況 ①人口の推移 本区域の人口は<u>令和 2 年には約 182 万人</u>で、<u>国立社会保障・人口問題研究所</u>の推計によると、令和 2 年をピークに減少に転じる見通しですが、その減少傾向は他区域に比べて比較的緩やかなものになると推計されています。（図表 1－13） また、年齢構成比では、令和 12 年には、高齢者人口の割合が<u>約 27.8%</u>に達する 一方で、生産年齢人口は<u>約 60.3%</u>となり、年少人口は<u>約 11.9%</u>になると推計されており、今後も徐々に少子・高齢化が進むとみられます。（図表 1－14） 図表 1－13 人口の推移と将来推計（北部大阪） 図表 1－14 年齢別構成比（北部大阪） <u>日本の地域別将来推計人口（2023 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）により更新</u>	（４）現況 ①人口の推移 本区域の人口は<u>平成 27 年には約 178 万人</u>で、<u>まだ緩やかに増加しており、大阪府推計</u>によると、令和 2 年をピークに減少に転じる見通しですが、その減少傾向は他区域に比べて比較的緩やかなものになると推計されています。（図表 1－13） また、年齢構成比では、令和 12 年には、高齢者人口の割合が<u>約 29%</u>に達する 一方で、生産年齢人口は<u>約 58.9%</u>となり、年少人口は<u>約 12.1%</u>になると推計されており、今後も徐々に少子・高齢化が進むとみられます。（図表 1－14） 図表 1－13 人口の推移と将来推計（北部大阪） 図表 1－14 年齢別構成比（北部大阪）
9	②都市の構造 本区域の市街化区域の面積は<u>約 19,205ha</u> で、都市計画区域の<u>約 39.3%</u>が市街化区域に指定されており、市街化区域内の人口密度は<u>約 90.8 人／ha</u> と高く、また市街化区域の<u>約 91.3%</u>が DID となっています。 あわせて本区域に占める DID 内人口の割合は<u>約 96.3%</u>で、府全域に占める DID 内人口の割合（<u>約 95.6%</u>）と比べて高くなっています。 また、本区域の急行停車駅等の主要な鉄道駅周辺には、日常生活を支える都市機能だけでなく、大学、高度医療施設、大規模文化施設、広域公園等の高次な都市機能が集積しており（図表 1－15）、鉄道駅勢圏（半径 1km に含まれる町丁目）の人口割合は<u>約 63.1%</u>と、人口の 6 割程度が鉄道駅 1km 圏に居住していることから、おおむね鉄道駅を中心にして都市機能や人口が集積した都市構造を形成しているといえます。（図表 1－16）	②都市の構造 本区域の市街化区域の面積は<u>約 19,113ha</u> で、都市計画区域の<u>約 39.1%</u>が市街化区域に指定されており、市街化区域内の人口密度は<u>約 90.9 人／ha</u> と高く、また市街化区域の<u>約 92%</u>が DID となっています。 あわせて本区域に占める DID 内人口の割合は<u>約 96.6%</u>で、府全域に占める DID 内人口の割合（<u>約 95.7%</u>）と比べて高くなっています。 また、本区域の急行停車駅等の主要な鉄道駅周辺には、日常生活を支える都市機能だけでなく、大学、高度医療施設、大規模文化施設、広域公園等の高次な都市機能が集積しており（図表 1－15）、鉄道駅勢圏（半径 1km に含まれる町丁目）の人口割合は<u>約 60.8%</u>と、人口の 6 割程度が鉄道駅 1km 圏に居住していることから、おおむね鉄道駅を中心にして都市機能や人口が集積した都市構造を形成しているといえます。（図表 1－16）
10	図表 1－16 鉄道駅勢圏（駅から半径 1 km）人口 <u>令和 2 年国勢調査（総務省）、国土数値情報（令和 2 年 12 月時点）により更新</u>	図表 1－16 鉄道駅勢圏（駅から半径 1 km）人口
11	③人の動き <u>令和 3 年</u>パーソントリップ調査によると、通勤トリップでは、本区域から大阪市への移動の割合はほとんどの市町で 20%を超えていますが、本区域内での移動の割合が 7 市町で 20%を	③人の動き <u>平成 22 年</u>パーソントリップ調査によると、通勤トリップでは、本区域から大阪市への移動の割合はほとんどの市町で 20%を超えていますが、本区域内での移動の割合が 7 市町で 20%を

ページ	改定案	現マスタープラン
	超えています（自市町村内移動を除く）。一方、京都府・兵庫県に接している市町村については、府域外への移動もみられます。（図表 1－17） 休日の自由トリップでは、大阪市への移動の割合がほとんどの市町で 10%未満ですが、区域内での移動の割合が 5 市町で 20%を超えており（自市町村内移動を除く）、区域内での移動が多くなっています。（図表 1－18） また、代表交通手段分担率をみると、本区域では、他区域と比べて徒歩・鉄道の分担率が高く、最も分担率が高い交通手段は、平日は徒歩、休日は自動車が多くなっています。（図表 1－19、20） 図表 1－17 通勤（平日・休日）トリップ 図表 1－18 休日自由トリップ 図表 1－19 代表交通手段分担率（平日） 図表 1－20 代表交通手段分担率（休日） <u>令和 3 年 第 6 回近畿圏パーソントリップ調査（京阪神都市圏交通計画協議会）により更新</u>	超えています（自市町村内移動を除く）。一方、京都府・兵庫県に接している市町村については、府域外への移動もみられます。（図表 1－17） 休日の自由トリップでは、大阪市への移動の割合がほとんどの市町で 10%未満ですが、区域内での移動の割合が 5 市町で 20%を超えており（自市町村内移動を除く）、区域内での移動が多くなっています。（図表 1－18） また、代表交通手段分担率をみると、本区域では、他区域と比べて徒歩・鉄道の分担率が高く、最も分担率が高い交通手段は、平日は徒歩、休日は自動車が多くなっています。（図表 1－19、20） 図表 1－17 通勤（平日・休日）トリップ 図表 1－18 休日自由トリップ 図表 1－19 代表交通手段分担率（平日） 図表 1－20 代表交通手段分担率（休日）
11 ～ 12	④土地利用の状況 【住宅地の状況】 本区域では、千里ニュータウン、彩都、箕面森町のような大規模で計画的な住宅市街地が整備されている一方で、大阪市の外縁部等、交通利便性が高く、高度経済成長期に文化住宅等の木造賃貸住宅が数多く建設された地域では、密集市街地が残っています。 住宅地は平成 23 年から令和 3 年にかけて約 308ha 増加しています。（図表 1－21）住宅数は平成 25 年から令和 5 年にかけて約 6 万戸増加していますが、一方で空き家率は約 1.3%減少しています。本区域の住宅数の増加率、空き家率の減少率は他区域に比べて高くなっています。（図表 1－23） 【工業用地の状況】 本区域では、郊外部において、医療基盤研究所をはじめとした研究機関が集積した彩都ライフサイエンスパークや、先端的高度医療機能等の集積を図る北大阪健康医療都市（健都）等の産業エリアが形成されています。 平成 23 年から令和 3 年にかけて、工業用地は約 31ha 減少しており、産業の流出、活力の低下が懸念されます。（図表 1－21） 【農用地・みどりの状況】 本区域の森林面積は区域全体の約 4 割を占め、森林面積の割合が大きい区域であるとともに、その大部分は北摂山系に存在し、明治の森箕面国定公園や府立北摂自然公園、自然環境保全地域や緑地環境保全地域があります。（図表 1－22） 平成 23 年から令和 3 年にかけて、農用地は約 293ha、森林は約 595ha 減少しており、農用	④土地利用の状況 【住宅地の状況】 本区域では、千里ニュータウン、彩都、箕面森町のような大規模で計画的な住宅市街地が整備されている一方で、大阪市の外縁部等、交通利便性が高く、高度経済成長期に文化住宅等の木造賃貸住宅が数多く建設された地域では、密集市街地が残っています。 平成 20 年から平成 30 年にかけて、住宅地は約 350ha 増加しています。（図表 1－21）住宅数は約 9 万戸増加していますが、一方で空き家率は約 1.8%増加しています。本区域の住宅数、空き家率の増加率は他区域に比べて高くなっています。（図表 1－23） 【工業用地の状況】 本区域では、郊外部において、医療基盤研究所をはじめとした研究機関が集積した彩都ライフサイエンスパークや、先端的高度医療機能等の集積を図る北大阪健康医療都市（健都）等の産業エリアが形成されています。 平成 20 年から平成 30 年にかけて、工業用地は約 106ha 減少しており、産業の流出、活力の低下が懸念されます。（図表 1－21） 【農用地・みどりの状況】 本区域の森林面積は区域全体の約 4 割を占め、森林面積の割合が大きい区域であるとともに、その大部分は北摂山系に存在し、明治の森箕面国定公園や府立北摂自然公園、自然環境保全地域や緑地環境保全地域があります。（図表 1－22） 平成 20 年から平成 30 年にかけて、農用地は約 264ha、森林は約 510ha 減少しており、農用

ページ	改定案	現マスタープラン
	地に関しては農業従事者の高齢化による担い手不足が一因となり、住宅地等へ転用されているものと考えられます。(図表 1－21) 図表 1－21 土地利用区分ごとの面積増減 図表 1－22 土地利用区分ごとの面積割合（令和 3 年） <u>令和 4 年度版国土利用計画関係資料集（大阪府）により更新</u> 図表 1－23 住宅数と空家率の増減 <u>住宅土地統計調査（総務省）により更新</u>	地に関しては農業従事者の高齢化による担い手不足が一因となり、住宅地等へ転用されているものと考えられます。(図表 1－21) 図表 1－21 土地利用区分ごとの面積増減 図表 1－22 土地利用区分ごとの面積割合（平成 30 年） 図表 1－23 住宅数と空家率の増減
13	⑤産業の動向 本区域の民営事業所数は卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉が多くなっています。<u>平成 28 年から令和 3 年にかけて、総事業所数はやや増加しており、医療・福祉や教育、学習支援業などで事業所数が増加しています。</u>(図表 1－24) 就業者数は平成 22 年から令和 2 年にかけて、約 77 万 6 千人が約 77 万 9 千人へと約 3 千人増加（約 0.4%）しています。(図表 1－25) 今後、生産年齢人口の減少による労働力人口の減少が見込まれる中、性別、年 齢、国籍を問わず多様な労働力を確保することが必要です。 また、本区域の製造品出荷額は、徐々に増加してきています。(図表 1－26、27) 図表 1－24 事業所数（北部大阪） <u>平成 28 年、令和 3 年経済センサス（総務省・経済産業省）により更新</u> 図表 1－25 産業別の就業人口 <u>平成 22 年、令和 2 年 国勢調査（総務省）により更新</u> 図表 1－26 製造品出荷額 図表 1－27 製造品出荷額(工業用地面積あたり) <u>工業統計調査（経済産業省）により更新</u>	⑤産業の動向 本区域の民営事業所数は卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業が多くなっています。<u>平成 24 年から平成 28 年にかけて、総事業所数はほぼ横ばいで、医療・福祉の事業所数は増加していますが、その他の事業所数はほぼ横ばいか減少しています。</u>(図表 1－24) 就業者数は平成 17 年から平成 27 年にかけて、約 80 万 4 千人が約 78 万 6 千人へと約 1 万 8 千人減少（▲約 2.2%）しています。(図表 1－25) 今後、生産年齢人口の減少による労働力人口の減少が見込まれる中、性別、年 齢、国籍を問わず多様な労働力を確保することが必要です。 また、本区域の製造品出荷額は、平成 19 年と平成 29 年を比較すると増加していますが、平成 20 年から平成 23 年までは、リーマン・ショックの影響を受けて一旦落ち込み、その後、徐々に増加してきています。(図表 1－26、27) 図表 1－24 事業所数（東部大阪） 図表 1－25 産業別の就業人口 図表 1－26 製造品出荷額 図表 1－27 製造品出荷額(工業用地面積あたり)
14	⑥北部大阪都市計画区域の特徴 (略) 新たな交通基盤として、北大阪急行が千里中央駅から箕面萱野駅まで延伸されたほか、新名神高速道路等の整備が進められています。 (略)	⑥北部大阪都市計画区域の特徴 (略) 現在、新たな交通基盤として、北大阪急行の千里中央駅からの延伸事業や、新名神高速道路等の整備が進められています。 (略)

ページ	改定案	現マスタープラン
15	第2章 都市づくりの目標 (略) このため本章では、日本国際博覧会、IRの誘致、リニア中央新幹線の整備によるスーパー・メガリージョンの形成等、大阪の成長に大きなインパクトを与える動きを見据えながら、大阪府全体を視野に入れ、大阪の特性や近年の社会情勢の変化を踏まえて、国際競争、防災、環境、都市魅力、コンパクト・プラス・ネットワーク、スマートシティ等の多様な視点で目指すべき方向性を定め、大阪にふさわしい都市づくりのあり方を示します。 (略)	第2章 都市づくりの目標 (略) このため本章では、日本国際博覧会(令和7年開催予定)、IRの誘致、リニア中央新幹線の整備によるスーパー・メガリージョンの形成等、大阪の成長に大きなインパクトを与える動きを見据えながら、大阪府全体を視野に入れ、大阪の特性や近年の社会情勢の変化を踏まえて、国際競争、防災、環境、都市魅力、コンパクト・プラス・ネットワーク、スマートシティ等の多様な視点で目指すべき方向性を定め、大阪にふさわしい都市づくりのあり方を示します。 (略)
17	(5) 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成 (略) このほか、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用等を促進し、さらには、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進、マイカー利用の抑制、公共交通や自転車の適切な利用を促進し、環境負荷の少ない<u>脱炭素型</u>の環境先進都市を目指します。	(5) 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成 (略) このほか、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用等を促進し、さらには、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進、マイカー利用の抑制、公共交通や自転車の適切な利用を促進し、環境負荷の少ない<u>低炭素型</u>の環境先進都市を目指します。
21 ～ 22	第3章 区域区分(線引き)の決定に関する方針 1. 区域区分の有無 本区域については、近畿圏整備法に規定された近郊整備区域を含むことから、都市計画法第7条第1項第1号口に基づき、区域区分を定めます。 2. 区域区分の役割 区域区分は、昭和45年の当初計画決定以降、<u>8回</u>にわたる一斉見直しを経て現在に至っています。この制度は、これまで無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきました。 今後についても、人口及び産業の動向及びそれに必要な都市的土地利用の需要の適切な見通し等を勘案して、市街地の拡大・縮小について適切に判断していくことが重要です。 3. <u>第9回区域区分変更の方針</u> (1) <u>第9回区域区分変更の基本方針</u> 大阪府が決定する区域区分の変更については、別途定める「<u>第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針(令和5年2月)</u>」に基づき実施します。 (2) 基本的な考え方 ○ 現行の市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とします。 ○ 市街化区域への編入については、市町村マスタープラン等に位置付けられ、かつ、立地適	第3章 区域区分(線引き)の決定に関する方針 1. 区域区分の有無 本区域については、近畿圏整備法に規定された<u>既成都市区域及び近郊整備区域</u>を含むことから、都市計画法第7条第1項第1号口に基づき、区域区分を定めます。 2. 区域区分の役割 区域区分は、昭和45年の当初計画決定以降、<u>7回</u>にわたる一斉見直しを経て現在に至っています。この制度は、これまで無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきました。 今後についても、人口及び産業の動向及びそれに必要な都市的土地利用の需要の適切な見通し等を勘案して、市街地の拡大・縮小について適切に判断していくことが重要です。 3. <u>第8回区域区分変更の方針</u> (1) <u>第8回区域区分変更の基本方針</u> 大阪府が決定する区域区分の変更については、別途定める「<u>第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針(平成30年2月)</u>」に基づき実施します。 (2) 基本的な考え方 ○ 現行の市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とします。 ○ 市街化区域への編入については、市町村マスタープラン等に位置付けられ、かつ、立地適

ページ	改定案	現マスタープラン
	正化計画を策定している市町村は立地適正化計画との整合が図られている区域とします。 ○ 都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化調整区域から市街化区域への編入を進めます。 ○ <u>計画的な市街地の形成の見込みがない区域等を市街化調整区域へ編入するなど、市街地規模の見直しも見据えながら、適正な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持します。</u> ○ 市街化区域への編入にあたっては、土地利用の不可逆性や自然的環境の保全等に配慮し、農林漁業との調和を図りつつ、「みどりの大阪推進計画」で示された緑化の目標を確保するなど、緑地の保全や景観に配慮した土地利用を図るものとします。 ○ 災害に強い都市づくりに向け、市街化調整区域における災害のリスクが高い区域については、新たな市街地が形成されないよう、原則として市街化区域への編入は行いません。 ○ 都市農地については、食料等の安定供給、災害時における活用、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、良好な景観形成、府民のレクリエーション利用の場等、都市における貴重な緑地として、多面的機能の発揮を図るよう適正な保全に努めます。 （３）市街化区域への編入を検討する区域 ・新市街地 ：市町村マスタープラン等に位置付けられた「<u>鉄道駅、市役所・町村役場等地域の生活拠点からの徒歩圏の区域（以下、「生活拠点からの徒歩圏の区域」という。）</u>」又は「<u>主要な幹線道路（４車線以上を基本とする）沿道の区域（以下、「主要な幹線道路沿道の区域」という。）</u>」（ただし、住宅系土地利用は、「生活拠点からの徒歩圏の区域」に限る）で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られ、計画的な土地利用を誘導し、新たに市街地の形成を図るべき区域 ・既成市街地：「生活拠点からの徒歩圏の区域」又は「主要な幹線道路沿道の区域」（ただし、住宅系土地利用が図られている場合は、「生活拠点からの徒歩圏の区域」かつ一定の人口密度以上の区域に限る）で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られ、より良好な市街地の形成及び保全を図っていくべき区域（原則として建物の建っていない区域、<u>新たな土地利用の更新がない区域は除く</u>） ・飛地 ：<u>おおむね 50ha 以上である一団の土地の区域であって、計画的な市街地の形成が確実に図られる区域として「新市街地」に掲げる区域（ただし、現行の市街化区域と一体であることを除く）</u> <u>ただし、インターチェンジ等と一体となって計画的に整備される工業等の適地などにあっては、20ha 以上を目途とした一団の土地の区域</u> ・埋立地 ：公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中又は完了している区域	正化計画を策定している市町村は立地適正化計画との整合が図られている区域とします。 ○ 都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化調整区域から市街化区域への編入を進めます。 ○ 市街化区域への編入にあたっては、土地利用の不可逆性や自然的環境の保全等に配慮し、農林漁業との調和を図りつつ、「みどりの大阪推進計画」で示された緑化の目標を確保するなど、緑地の保全や景観に配慮した土地利用を図るものとします。 ○ 災害に強い都市づくりに向け、市街化調整区域における災害のリスクが高い区域については、新たな市街地が形成されないよう、原則として市街化区域への編入は行いません。 ○ <u>計画的な市街地の形成の見込みがない区域等を市街化調整区域へ編入するなど、適正な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持します。</u> ○ 都市農地については、<u>「都市農業振興基本計画（平成 28 年閣議決定）」</u>において、都市に「<u>あるべきもの</u>」と位置付けられたことを踏まえ、食料等の安定供給、災害時における活用、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、良好な景観形成、府民のレクリエーション利用の場等、都市における貴重な緑地として、多面的機能の発揮を図るよう適正な保全に努めます。 （３）市街化区域への編入を検討する区域 ・新市街地 ：<u>「市町村マスタープラン等に位置付けられた地域の生活拠点からの徒歩圏の区域（以下、「生活拠点からの徒歩圏の区域」という。）</u>」又は「<u>主要な幹線道路沿道の区域</u>」（ただし、住宅系土地利用は、「生活拠点からの徒歩圏の区域」に限る）で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られる<u>区域において</u>、計画的な土地利用を誘導し、新たに市街地の形成を図るべき区域 ・既成市街地：「生活拠点からの徒歩圏の区域」又は「主要な幹線道路沿道の区域」（ただし、住宅系土地利用が図られている場合は、「生活拠点からの徒歩圏の区域」かつ一定の人口密度以上の区域に限る）で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られる<u>区域において</u>、より良好な市街地の形成及び保全を図っていくべき区域（原則として建物の建っていない区域は除く） ・飛地 ：<u>おおむね 20ha 以上を目途とした一団の土地の区域であって、計画的な市街地の形成が確実に図られる区域</u> ・埋立地 ：公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中又は完了している区域

ページ	改定案	現マスタープラン																																										
	(4) 市街化調整区域への編入を検討する区域 ・<u>開発又は建築行為がほとんど行われておらず、計画的な市街地整備の見込みがない区域</u> ・<u>洪水、浸水、津波、高潮等による災害の発生</u>の恐れがあるなど、災害リスクの高い区域	(4) 市街化調整区域への編入を検討する区域 ・計画的な市街化の見込みがない区域 ・洪水、浸水、津波、高潮等による災害の発生 の恐れがあるなど、災害リスクの高い区域																																										
23	(6) 目標年次における市街化区域の規模 本区域における人口、世帯数及び産業の見通しと市街化の現況及び動向から、目標年次における市街化区域の規模を想定し、区域区分の変更を行います。 ① 目標年次におけるおおむねの人口及び産業の規模 ・目標年次におけるおおむねの人口 <table><tr><th>年次 区分</th><th>令和2年 (実績)</th><th>令和12年 (目標年次)</th></tr><tr><td>都市計画区域内人口</td><td>1,815.2千人</td><td>1,786.0千人</td></tr><tr><td>市街化区域内人口</td><td>1,771.3千人</td><td>1,741.9千人</td></tr></table> 注) 目標年次における数値は、<u>日本の地域別将来推計人口(2023年推計)</u>(国立社会保障・人口問題研究所)を踏まえ、大阪府<u>大阪都市計画局計画推進室計画調整課</u>において、都市計画区域ごとに算出したもの。 注) 目標年次における市街化区域内人口は、市街化区域への編入を保留する人口を含まない。 ・目標年次における産業の規模 <table><tr><th>年次 区分</th><th>令和2年 (実績)</th><th>令和12年 (目標年次)</th></tr><tr><td>製造品出荷額等</td><td>33,802億円</td><td>44,047億円</td></tr></table> 注) 目標年次における数値は、工業統計調査(経済産業省)をもとに算出したもの。 ②目標年次における市街化区域の規模 本区域の市街化区域の規模を次のとおりとする。 <table><tr><th>年次 区分</th><th>令和2年 (実績)</th><th>令和12年 (目標年次)</th></tr><tr><td>市街化区域面積</td><td>19,205 ha</td><td>19,227 ha</td></tr></table> 注) 目標年次における市街化区域面積は、市街化区域への編入を保留する面積を含まない。	年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)	都市計画区域内人口	1,815.2千人	1,786.0千人	市街化区域内人口	1,771.3千人	1,741.9千人	年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)	製造品出荷額等	33,802億円	44,047億円	年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)	市街化区域面積	19,205 ha	19,227 ha	(6) 目標年次における市街化区域の規模 本区域における人口、世帯数及び産業の見通しと市街化の現況及び動向から、目標年次における市街化区域の規模を想定し、区域区分の変更を行います。 ② 目標年次におけるおおむねの人口及び産業の規模 ・目標年次におけるおおむねの人口 <table><tr><th>年次 区分</th><th>平成27年 (実績)</th><th>令和7年 (目標年次)</th></tr><tr><td>都市計画区域内人口</td><td>1,783.5千人</td><td>1,783.6千人</td></tr><tr><td>市街化区域内人口</td><td>1,735.6千人</td><td>1,734.7千人</td></tr></table> 注) 目標年次における数値は、「<u>大阪府の将来推計人口について</u>」(平成30年8月)を踏まえ、大阪府<u>都市整備部都市計画室計画推進課</u>において、都市計画区域ごとに算出したもの。 注) 目標年次における市街化区域内人口は、市街化区域への編入を保留する人口を含まない。 ・目標年次における産業の規模 <table><tr><th>年次 区分</th><th>平成27年 (実績)</th><th>令和7年 (目標年次)</th></tr><tr><td>製造品出荷額等</td><td>23,491億円</td><td>30,735億円</td></tr></table> 注) 目標年次における数値は、工業統計調査(経済産業省)をもとに算出したもの。 ②目標年次における市街化区域の規模 本区域の市街化区域の規模を次のとおりとする。 <table><tr><th>年次 区分</th><th>平成27年 (実績)</th><th>令和7年 (目標年次)</th></tr><tr><td>市街化区域面積</td><td>19,098 ha</td><td>19,205 ha</td></tr></table> 注) 目標年次における市街化区域面積は、市街化区域への編入を保留する面積を含まない。	年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)	都市計画区域内人口	1,783.5千人	1,783.6千人	市街化区域内人口	1,735.6千人	1,734.7千人	年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)	製造品出荷額等	23,491億円	30,735億円	年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)	市街化区域面積	19,098 ha	19,205 ha
年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)																																										
都市計画区域内人口	1,815.2千人	1,786.0千人																																										
市街化区域内人口	1,771.3千人	1,741.9千人																																										
年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)																																										
製造品出荷額等	33,802億円	44,047億円																																										
年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)																																										
市街化区域面積	19,205 ha	19,227 ha																																										
年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)																																										
都市計画区域内人口	1,783.5千人	1,783.6千人																																										
市街化区域内人口	1,735.6千人	1,734.7千人																																										
年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)																																										
製造品出荷額等	23,491億円	30,735億円																																										
年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)																																										
市街化区域面積	19,098 ha	19,205 ha																																										
23	4. 市街化区域への随時編入 (1) 市街化区域への編入を保留する制度の活用 第9回区域区分変更時に市街化区域へ編入する必要性・見通しが認められるものの、その時点で事業実施の確実性の不足等の理由により、市街化区域への編入の条件を満たしていな	4. 市街化区域への随時編入 (1) 市街化区域への編入を保留する制度の活用 第8回区域区分変更時に市街化区域へ編入する必要性・見通しが認められるものの、その時点で事業実施の確実性の不足等の理由により、市街化区域への編入の条件を満たしていな																																										

ページ	改定案	現マスタープラン
	い区域のうち、計画的な事業の実施がおおむね 5 年以内に実施される見込みがあると認められる区域については、市街化区域への編入を保留する区域とします。	い区域のうち、計画的な事業の実施がおおむね 5 年以内に実施される見込みがあると認められる区域については、市街化区域への編入を保留する区域とします。
24	(3) 保留区域 <u>(保留区域図の更新)</u>	(3) 保留区域 <u>(保留区域図)</u>
27	(2) 用途地域指定に関する方針 (略) なお、大阪府においては、用途地域等の指定の基本的な考え方として「用途地域の指定のガイドライン」を定めていますが、用途地域は、市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市町村において地域の実情に合わせた「用途地域の指定方針」等ルールを定め、これに即して行うことが望まれます。	(2) 用途地域指定に関する方針 (略) なお、大阪府においては、用途地域等の指定の基本的な考え方として「用途地域指定のガイドライン」を定めていますが、用途地域は、市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市町村において地域の実情に合わせた「用途地域の指定方針」等ルールを定め、これに即して行うことが望まれます。
28 ～ 29	(7) 優良な農地との健全な調和に関する方針 都市農地は、「都市農業振興基本計画（平成 28 年閣議決定）」において、新たに都市政策上も都市に「あるべきもの」、都市における貴重な緑地として明確に位置付けられました。 (略) これらの多様な機能を発揮させるため、「おおさか農政アクションプラン」との整合を図り、農業の担い手の確保等の農業振興施策とあわせて、区域区分の運用や、生産緑地制度の活用及び田園住居地域の指定等を適切に行い、優良な農地の保全・活用を促進します。	(7) 優良な農地との健全な調和に関する方針 都市農地は新たに、都市政策上も都市に「あるべきもの」、都市における貴重な緑地として明確に位置付けられました。 <u>(「第 3 章 3 (2) 基本的な考え方」(P21) 参照)</u> (略) これらの多様な機能を発揮させるため、「 <u>新たな</u> おおさか農政アクションプラン」との整合を図り、農業の担い手の確保等の農業振興施策とあわせて、区域区分の運用や、生産緑地制度の活用及び田園住居地域の指定等を適切に行い、優良な農地の保全・活用を促進します。
30	(5) 市街化調整区域の地区計画の運用について 大阪府においては、地区計画の規模や対象区域等についての基本的な考え方として、「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を定めていますが、地区計画は市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるという基本理念のもと、市町村において地域の実情に合わせたガイドライン等を策定し、これに即して行うことが望まれます。 <u>特に、集团的農地をはじめ良好な営農条件を備えている農地が存在する区域において地区計画を策定する際には、都市的土地利用と農的土地利用の十分な調整を行ったうえで、関係法令で定める土地利用調整の手法を活用するなど、計画的で調和のとれた土地利用が望まれます。</u>	(5) 市街化調整区域の地区計画の運用について 大阪府においては、地区計画の規模や対象区域等についての基本的な考え方として、「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を定めていますが、地区計画は市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるという基本理念のもと、市町村において地域の実情に合わせたガイドライン等を策定し、これに即して行うことが望まれます。
31	4－2. 都市施設の整備に関する方針 1. 交通施設に関する方針 (1) (略) (2) 都市高速鉄道等 ○ 南北軸の強化や国土軸へのアクセス性の向上に向け、鉄道ネットワークの充実に向けた	4－2. 都市施設の整備に関する方針 1. 交通施設に関する方針 (1) (略) (2) 都市高速鉄道等 ○ 南北軸の強化や国土軸へのアクセス性の向上に向け、 <u>北大阪急行の延伸等</u> 、鉄道ネットワ

ページ	改定案	現マスタープラン
	取組みを促進します。 (略)	ークの充実に向けた取組みを促進します。 (略)
32	(4) 略 【関連計画】 ・大阪府都市整備中期計画 (R3.1) ・大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム (R4.8) ・大阪府交通道路マスタープラン (H16.3) ・第11次大阪府交通安全計画 (R3.9) ・大阪府新広域道路交通ビジョン (R6.3) ・大阪府新広域道路交通計画 (R6.3) ・大阪府自転車通行空間10か年整備計画 (案) (R4.8) ・大阪府自転車活用推進計画 (R5.10) ・大阪府無電柱化推進計画 (R4.4) ・公共交通戦略 (R1.11)	(4) 略 【関連計画】 ・大阪府都市整備中期計画 (案) (H28.3) ・大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム (H31.4) ・大阪府交通道路マスタープラン (H16.3) ・第10次大阪府交通安全計画 (H28.10) ・大阪府自転車通行空間10か年整備計画 (案) (H31.3) ・大阪府自転車活用推進計画 (R1.12) ・大阪府無電柱化推進計画 (H30.3) ・公共交通戦略 (R1.11)
33	2. 河川整備の方針 (1) ～ (3) 略 【関連計画】 ・大阪府都市整備中期計画 (R3.1) ・河川整備長期計画 (H8.3) ・今後の治水対策の進め方 (H22.6) ・河川整備基本方針 (各水系で異なる) ・河川整備計画 (各水系で異なる) ・寝屋川流域水害対策計画 (H26.8) ・「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン (R4.10) ・寝屋川流域水環境改善計画 (R4.6) ・大和川水環境改善計画 (R4.3) ・今後の土砂災害対策の進め方 (R1.8)	2. 河川整備の方針 (1) ～ (3) 略 【関連計画】 ・大阪府都市整備中期計画 (案) (H28.3) ・河川整備長期計画 (H8.3) ・今後の治水対策の進め方 (H22.6) ・河川整備基本方針 (各水系で異なる) ・河川整備計画 (各水系で異なる) ・寝屋川流域水害対策計画 (H26.8) ・瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画 (H28.10) ・寝屋川流域水環境改善計画 (H24.5) ・大和川水環境改善計画 (H28.2) ・今後の土砂災害対策の進め方 (R1.8)
33	3. 下水道整備の方針 (2) 水環境の管理 ○ 本区域の人口に対する下水道普及率は、<u>99.4%</u> (R5.3 末時点) であり、府全域の普及率 (<u>97.0%</u>) と比較して高くなっています。引き続き下水道未整備地域の普及促進を図るとともに、整備済み区域における未接続の早期解消を目指します。 (略)	3. 下水道整備の方針 (2) 水環境の管理 ○ 本区域の人口に対する下水道普及率は、<u>99.3%</u> (H31.3 末時点) であり、府全域の普及率 (<u>96.5%</u>) と比較して高くなっています。引き続き下水道未整備地域の普及促進を図るとともに、整備済み区域における未接続の早期解消を目指します。 (略)
34	【関連計画】 ・大阪府都市整備中期計画 (R3.1) ・大阪湾流域別下水道整備総合計画 (H22.8) ・21世紀の大阪府下水道整備基本計画 (H14.3) ・大阪府流域下水道事業経営戦略 (H30.3)	【関連計画】 ・大阪府都市整備中期計画 (案) (H28.3) ・大阪湾流域別下水道整備総合計画 (H22.8) ・21世紀の大阪府下水道整備基本計画 (H14.3) ・大阪府流域下水道事業経営戦略 (H30.3)
34	4. 公園整備の方針 (3) 都市の活力・魅力を生み出す公園づくり ○ 民間が公園施設の設置を含め、公園全体をマネジメントする PMO (ピーエムオー) 型指定管理や、公園の一部を活用して施設の設置・管理を行う P-PFI (ピー・ピーエフアイ) 型施	4. 公園整備の方針 (3) 都市の活力・魅力を生み出す公園づくり ○ 民間が公園施設の設置を含め、公園全体をマネジメントする PMO (ピーエムオー) 型指定管理や、公園の一部を活用して施設の設置・管理を行う P-PFI (ピー・ピーエフアイ) 型施

ページ	改定案	現マスタープラン
	設整備等を導入し、民間の資金やノウハウを活用して、公園の特色や利用者のニーズに合わせたにぎわい施設の設置等、にぎわいづくりに <u>引き続き</u> 取り組みます。 ○ 地域の課題に応じた <u>施設の導入</u> や、 <u>地域の課題解決</u> に取り組む NP0 やボランティア等と連携し、高齢者の健康増進や子育て世代の交流等、多彩なイベントプログラム等を実施します。	設整備等を導入し、民間の資金やノウハウを活用して、公園の特色や利用者のニーズに合わせたにぎわい施設の設置等、にぎわいづくりに取り組みます。 ○ 地域の課題に応じた <u>施設を導入</u> するとともに、 <u>それら</u> に取り組む NP0 やボランティア等と連携し、高齢者の健康増進や子育て世代の交流等、多彩なイベントプログラム等を実施します。
35	(5) 略 【関連計画】 ・ <u>大阪府都市整備中期計画 (R3.1)</u> ・ <u>みどりの大阪推進計画 (H21.12)</u> ・ <u>大阪府営公園マスタープラン (H31.3)</u> ・ <u>大阪パークビジョン (R3.12)</u>	(5) 略 【関連計画】 ・ <u>大阪府都市整備中期計画 (案) (H28.3)</u> ・ <u>みどりの大阪推進計画 (H21.12)</u> ・ <u>大阪府営公園マスタープラン (H31.3)</u>
35	5. その他の都市施設の整備の方針 (略) 【関連計画】 ・ <u>大阪府循環型社会推進計画 (R3.3)</u>	5. その他の都市施設の整備の方針 (略) 【関連計画】 ・ <u>大阪府循環型社会推進計画 (H28.6)</u>
36	4－3. 市街地開発事業に関する方針 (1) (略) (2) 立地特性・土地利用特性に応じた拠点の整備 ○ 主要な鉄道駅周辺等の既成市街地においては、商業・業務機能等の集積を図りつつ、地域特性に応じた都市機能の集約化・適正配置を検討し、市街地開発事業等の導入等により、人・企業を呼び込むにぎわいある都市の創出を目指します。 【都市再生緊急整備地域】 高槻駅周辺地域（高槻市）、千里中央駅周辺地域（豊中市）	4－3. 市街地開発事業に関する方針 (1) (略) (2) 立地特性・土地利用特性に応じた拠点の整備 ○ 主要な鉄道駅周辺等の既成市街地においては、商業・業務機能等の集積を図りつつ、地域特性に応じた都市機能の集約化・適正配置を検討し、市街地開発事業等の導入等により、人・企業を呼び込むにぎわいある都市の創出を目指します。 【都市再生緊急整備地域】 高槻駅周辺地域（高槻市）、千里中央駅周辺地域（豊中市） <u>等</u>
37	図表 4-3-1 土地区画整理事業・市街地再開発事業等の実施状況 <u>令和5年度都市計画現況調査により更新</u>	図表 4-3-1 土地区画整理事業・市街地再開発事業等の実施状況
40	4－4. その他の方針 1. 都市防災に関する方針 (1)～(4) 略 【関連計画】 ・ <u>大阪府地域防災計画 (R7.3)</u> ・ <u>大阪府防災都市づくり広域計画 (H21.1)</u> ・ <u>災害に強い都市づくりガイドライン (H17.1)</u> ・ <u>住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (R3.3)</u> ・ <u>大阪府密集市街地整備方針 (R3.3)</u> ・ <u>大阪府震災復興都市づくりガイドライン (H27.3)</u> ・ <u>大阪府無電柱化推進計画 (R4.4)</u> ・ <u>大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム (R4.8)</u>	4－4. その他の方針 1. 都市防災に関する方針 (1)～(4) 略 【関連計画】 ・ <u>大阪府地域防災計画 (H31.1)</u> ・ <u>大阪府防災都市づくり広域計画 (H21.1)</u> ・ <u>災害に強い都市づくりガイドライン (H17.1)</u> ・ <u>住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (H31.3)</u> ・ <u>大阪府密集市街地整備方針 (H30.3)</u> ・ <u>大阪府震災復興都市づくりガイドライン (H27.3)</u> ・ <u>大阪府無電柱化推進計画 (H30.3)</u> ・ <u>大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム (H31.4)</u>

ページ	改定案	現マスタープラン
43	2. みどりに関する方針 (1)～(4) 略 【関連計画】 ・大阪府農業振興地域整備基本方針 (R4.1) ・おおさか農政アクションプラン (R4.3) ・大阪府営公園マスタープラン (H31.3) ・大阪地域森林計画 (R7.1) ・大阪府木材利用基本方針 (R4.5) ・おおさかヒートアイランド対策推進計画 (H27.3) ・新・府有施設等緑化推進計画 (H28.4) ・みどりの大阪推進計画 (H21.12) ・大阪まちづくりグランドデザイン (R4.12) ・2030 大阪府環境総合計画 (R3.3) ・大阪府都市整備中期計画 (R3.1) ・大阪パークビジョン (R3.12)	2. みどりに関する方針 (1)～(4) 略 【関連計画】 ・大阪府新農林水産業振興ビジョン (H14.3) ・新たなおおさか農政アクションプラン (H29.8) ・大阪府公園マスタープラン (H31.3) ・大阪府木材利用基本方針 (H23.12) ・おおさかヒートアイランド対策推進計画 (H27.3) ・新府有施設等緑化推進計画 (H28.4) ・大阪府農業振興地域整備基本方針 (H30.9) ・みどりの大阪推進計画 (H21.12) ・グランドデザイン・大阪 (H24.6) ・大阪都市圏 (H28.12) ・大阪地域森林計画 (H26.12) ・大阪 21 世紀の新環境総合計画 (H23.3) ・大阪府都市整備中期計画 (案) (H28.3)
45	3. 居住環境に関する方針 (1)・(2) 略 【関連計画】 ・大阪のまちづくりグランドデザイン (R4.12) ・住まうビジョン・大阪 (大阪府住生活基本計画) (R3.12) ・大阪府居住安定確保計画 (R3.12) ・空家対策の取組方針 (R7.4) ・大阪府密集市街地整備方針 (R3.3) ・千里ニュータウン再生指針 2018 (H30.3) ・住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪 (R3.3) ・災害に強いすまいとまちづくり (H9.3)	3. 居住環境に関する方針 (1)・(2) 略 【関連計画】 ・グランドデザイン・大阪 (H24.6) ・住まうビジョン・大阪 (大阪府住生活基本計画) (H28.12) ・大阪府高齢者・障がい者住宅計画 (大阪府高齢者居住安定確保計画) (H29.3) ・空家総合戦略・大阪 2019 (H31.3) ・大阪府密集市街地整備方針 (H30.3) ・千里ニュータウン再生指針 2018 (H30.3) ・グランドデザイン・大阪都市圏 (H28.12) ・大阪府高齢者居住安定確保計画 (H29.3) ・住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪 (H31.3) ・災害に強いすまいとまちづくり (H9.3)
46	4. 都市環境に関する方針 (1) 基本的な考え方 大阪府環境基本条例に基づき定める「<u>2030 大阪府環境総合計画</u>」に即して、暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市の構築を目指し、あらゆる主体の参加・行動のもと、<u>脱炭素</u>・省エネルギー社会、資源循環型社会、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会を構築することにより、魅力と活力ある快適な都市づくりを進めます。 (2) 環境・エネルギー先進都市の形成に向けた方針 【<u>脱炭素</u>・省エネルギー社会の実現】 (略) ○ 家庭や業務部門において住宅・建築物・設備機器等の省エネ・省 CO₂ 化の推進に取り組むとともに、産業部門においては運用改善手法の普及と省エネ・省 CO₂ 機器の導入促進に取り組みます。 ○ <u>運輸部門において走行中に排出ガスを出さないゼロエミッション車 (ZEV) を中心とした電動車の普及促進等に取り組めます。</u> ○ 関西圏や近隣府県と連携し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー等の普及を進	4. 都市環境に関する方針 (1) 基本的な考え方 大阪府環境基本条例に基づき定める「<u>大阪 21 世紀の新環境総合計画</u>」に即して、暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市の構築を目指し、あらゆる主体の参加・行動のもと、<u>低炭素</u>・省エネルギー社会、資源循環型社会、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会を構築することにより、魅力と活力ある快適な都市づくりを進めます。 (2) 環境・エネルギー先進都市の形成に向けた方針 【<u>低炭素</u>・省エネルギー社会の実現】 (略) ○ 家庭や業務部門において住宅・建築物・設備機器等の省エネ・省 CO₂ 化の推進に取り組むとともに、産業部門においては運用改善手法の普及と省エネ・省 CO₂ 機器の導入促進に取り組みます。 ○ 関西圏や近隣府県と連携し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー等の普及を進

ページ	改定案	現マスタープラン
	めるとともに、環境・エネルギー分野の産業の立地促進を図ります。 (略) 【資源循環型社会の構築】 ○ 生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進することにより、廃棄物排出量及び最終処分量の削減、再生利用率の向上を図ります。	めるとともに、環境・エネルギー分野の産業の立地促進を図ります。 (略) 【資源循環型社会の構築】 ○ 生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進することにより、廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上を図ります。
47	【公害対策の推進】 ○ 大気における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、規制基準の<u>遵守</u>、<u>電動車等の普及</u>、自動車排ガス規制の強化等により排出量の削減を図るとともに、府域の汚染状況把握のため、常時監視測定体制の整備を図ります。 【生物多様性の保全】 (略) 【関連計画】 ・<u>2030 大阪府環境総合計画（R3.3）</u> ・大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（<u>R3.3</u>） ・おおさかヒートアイランド対策推進計画（H27.3） ・みどりの大阪推進計画（H21.12） ・大阪府循環型社会推進計画（<u>R3.3</u>） ・<u>第10期大阪府分別収集促進計画（R5.3）</u> ・<u>大阪府自動車 NOx・PM 総量削減計画〔第4次〕（R6.3）</u> ・<u>おおさかスマートエネルギープラン（R3.3）</u> ・<u>おおさか電動車普及戦略（R3.6）</u> ・<u>「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン（R4.10）</u> ・<u>大阪府豊かな海づくりプラン（Ⅲ期）（R7.4）</u> ・<u>大阪府生物多様性地域戦略（R4.3）</u>	【公害対策の推進】 ○ 大気における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、規制基準の<u>順守</u>、<u>エコカー普及</u>、自動車排ガス規制の強化等により排出量の削減を図るとともに、府域の汚染状況把握のため、常時監視測定体制の整備を図ります。 【生物多様性の保全】 (略) 【関連計画】 ・<u>大阪 21 世紀の新環境総合計画（H30.7）</u> ・大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（<u>H29.12</u>） ・おおさかヒートアイランド対策推進計画（H27.3） ・みどりの大阪推進計画（H21.12） ・大阪府循環型社会推進計画（<u>H28.6</u>） ・<u>第8期大阪府分別収集促進計画（H28.9）</u> ・<u>第9次大阪地域公害防止計画（H24.3）</u> ・<u>大阪府自動車 NOx・PM 総量削減計画〔第3次〕（H25.6）</u> ・<u>おおさかエネルギー地産地消推進プラン（H26.3）</u> ・<u>大阪エコカー普及戦略（H21.12）</u> ・<u>化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第8次）（H29.6）</u> ・<u>瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画（H28.10）</u> ・<u>新・大阪府豊かな海づくりプラン（H27.4）</u>
49	5. 都市景観に関する方針 (1)～(4) 略 【関連計画】 ・都市景観ビジョン・大阪（大阪府景観形成基本方針）（H30.1） ・大阪府景観計画（H24.4） ・大阪府無電柱化推進計画（<u>R4.4</u>） ・大阪府公共事業景観形成指針（<u>H20.10</u>） ・大阪府文化財保存活用大綱（R2.3）	5. 都市景観に関する方針 (1)～(4) 略 【関連計画】 ・都市景観ビジョン大阪（大阪府景観形成基本方針）（H30.1） ・大阪府景観計画（H24.4） ・大阪府無電柱化推進計画（<u>H30.3</u>） ・大阪府公共事業景観形成指針（<u>H30.3</u>） ・大阪府文化財保存活用大綱（R2.3）